

## 第1回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月20日（水）10:00～11:57

2. 場所：合同庁舎第4号館11階第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）

原英史（座長代理）、長谷川幸洋

（政府）前川内閣府審議官、平井内閣審議官

（専門委員）有路昌彦、花岡和佳男、渡邊美衡

（事務局）窪田次長、福島次長、佐脇参事官

（ヒアリング出席者）

水産庁：長谷長官

水産庁：山口次長

水産庁：森漁政部長

水産庁：神谷資源管理部長

水産庁：保科増殖推進部長

水産庁：岡漁港漁場整備部長

農林水産省：天羽大臣官房総括審議官

農林水産省：信夫大臣官房政策課長

4. 議題：

（開会）

1. 我が国水産業の現状と課題について

2. 水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 それでは、定刻となりましたので「規制改革推進会議水産ワーキング・グループ」を始めます。

林委員、中島専門委員、泉澤専門委員、本間専門委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

大田議長、金丸議長代理に御出席いただいております。

原座長代理は、御出席と承っておりますけれども、この後、来られることと思います。

本日は、規制改革推進会議に新たに立ち上げた水産ワーキング・グループの初回の会合となりますので、まず初めに、当ワーキング・グループに所属いただく委員・専門委員の皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。

まず大田議長、金丸議長代理、座長に御挨拶いただきまして、その後は座長に進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○大田議長 おはようございます。規制改革推進会議議長の大田です。

この水産ワーキング・グループには可能な限り出席したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

水産業は非常にポテンシャルの高い産業だと思うのですが、どれだけ高くても、やはり時代に合った変化をしていきませんか生産性が上がらないし、人材も入ってこないと思いますので、このワーキング・グループの議論が水産業の潜在力を高める一つの重要なステップになればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、金丸議長代理、よろしくお願いいたします。

○金丸議長代理 議長代理の金丸です。

この漁業分野もぜひ皆様とともに本質的な議論ができるように貢献と支援をしてみたいと思っております。漁業を取り巻く国際的な環境も、それから自然環境の変化なども大いに影響があるわけですが、地域ごとの差も結構あると思いますので、現場に即したような議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○野坂座長 このたび水産ワーキング・グループの座長を拝命いたしました、多摩大学の野坂でございます。

我が国水産業は、漁業者数の著しい減少、高齢化や担い手不足などの構造的問題を抱えているということは自明であります。これらの現状を踏まえた上で、まずは水産資源の回復に努め、そして、いかにして生産性の高い漁業を実現させ、漁業者の所得を向上させるかを課題とし、次の世代を見据えた新たな漁業のあり方を模索する節目の時を迎えているのではないかと思います。

また、新たな担い手として漁業への就労を希望する者、意欲ある者が円滑に漁業を営むことができるよう、柔軟な制度デザインのあり方について検討することも喫緊の課題であると考えております。

そのほか、流通構造の見直し等も含め、皆様方とともに一つ一つ慎重に議論してみたいと思います。甚だ微力ではございますが、お力添え賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、ここからの進行は野坂座長によろしくお願いいたします。

○野坂座長 引き続き、まずは委員の皆様順次御挨拶をお願いいたします。会議時間が限られておりますので、皆様1分程度でよろしくお願いいたします。

まだ原座長代理がお越しになられておりませんので、長谷川委員よりよろしくお願いいたします。

○長谷川委員 長谷川でございます。

私は新聞の出身でありまして、水産業に対する世の中の関心というのは高いのだろうな

と思っております。ただ、消費者としての関心が高いだけで、産業としての関心というのはいかなるものかというところもあるのではないかと。いろいろ資料を見ますと、構造的な問題を随分抱えているようなので、それについて深掘りした議論ができればと思っております。

以上です。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、原座長代理、お越しになられたばかりで恐縮ではございますが、一言御挨拶をお願い申し上げます。

○原座長代理 すみません。遅れて失礼いたしました。原でございます。よろしく願います。

野坂座長、また金丸議長代理をお支えして、座長代理を務めさせていただきたいと思っております。

このワーキング・グループは専門委員の皆様で、現場について、水産業の実態についてはよく御存じの方がいらっしゃいますので、私はそこをサポートしながら、エビデンスに基づくしっかりとした議論ができるように、できるだけサポートをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○野坂座長 ありがとうございます。

続きまして、専門委員の皆様に御挨拶をいただきます。時間の関係もございまして、1分程度でお願いいたします。

有路専門委員、花岡専門委員、渡邊専門委員の順番でお願いいたします。

それでは、有路専門委員からお願いいたします。

○有路専門委員 有路でございます。

私は、水産分野を専門にしております。特に養殖のほうで生産から加工、流通、販売までということに専門にしております。

規制緩和あるいは規制改革という話の中で重視しないといけないところは、いかに変わっていった環境に適合していくようにするべきかというところもありますが、一方で運用であるとかルールというところをもう一度しっかり見て、運用のおかしいところはそこをしっかりと正していくところ、ルールを変えないといけないところはルールを変えていくというところで、できるだけ実行力のある形の落としどころを見つけたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 花岡和佳男といいます。よろしくお願いいたします。

私は、株式会社シーフードレガシーというところでサステナブル・シーフード・コンサルティングを行っています。国内外のNGOと協力をしながら、日本のビジネスプレーヤーに対して、日本でもどうやってサステナブル・シーフード・マーケットを創っていくかとい

うところでサポートさせていただいています。

大田議長がおっしゃるように、本当に日本の水産はこれからポテンシャルがすごく大きいものだと私も思っています。そのポテンシャルをどこまで達成できるかというきちんとしたラインを描くために、今、一番必要なのは、正しく、今、私たちがどこにいるのかというところをもう一度洗い直す必要があるのだらうと思います。それがこれまでできてこなかったというがあるので、こういう機会、本当に全てここから始まるのだというような形を作っていければなと思います。よろしくお願いします。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 専門委員の渡邊でございます。

前身の農業ワーキング・グループから務めております。漁業には漁業特有の問題があるということで、今年から水産ワーキング・グループとして、漁業の問題を専門的に取り扱えるようになったことは、漁業にとっては大変いいことではないかと思えます。農業と漁業を比較してみますと、私が思いますが、水産の場合には加工の占めるウエートが大変高い。我々は魚を魚のまま食べるということは非常に少ないわけです。例えば一度は冷凍されているものが解凍されて並ぶ。あるいは切り身になって骨を抜かれたものが並ぶ。あるいは練り物となって全く魚の形をしていないものを食べる。こういったところが漁業の特徴だと思えますので、いわゆる6次化産業として、2次、3次の分野を含めて議論できればいいかなと思っております。よろしくお願いします。

○野坂座長 ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1に入らせていただきます。「我が国水産業の現状と課題について」、水産庁より御説明をいただきたいと思えます。

(水産庁関係者入室)

○野坂座長 それでは、水産庁の皆様、御説明をお願いいたします。

○長谷長官 おはようございます。長官の長谷でございます。

お手元の「我が国水産業の現状と課題」を使いまして、御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、目次がついております。「総論」の後、「資源管理」「遠洋・沖合漁業等」「沿岸漁業、養殖業」「流通・加工等」「漁協」という順で御説明したいと思います。

まず「総論」でございます。

日本と世界の漁業生産量、生産力や漁業就業者の現状について御説明いたしますが、まず2ページです。漁業生産量の推移について見ますと、世界の漁業生産量がこの30年間で約2倍になる一方、日本の漁業生産量は遠洋漁業の縮小、マイワシの漁獲量減などによりまして、約半分となっております。内訳で見ますと、世界ではアジア諸国を中心に養殖生産が大きく伸び、全体の約5割を占めるに至っておりますけれども、日本では約2割ということでございます。

3 ページです。漁業生産力について見ますと、国や地域ごとに漁業の態様が異なるため、一概には言えませんが、全体として見た場合、日本の漁業者1人当たり、漁船1隻当たりの生産量につきましては、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランドなどと比べますと著しく少なくなっております。

4 ページです。日本では、遠洋、沖合、沿岸において多様な漁業が営まれております。漁業種類別に漁業生産力を見ますと、表の上のほうにあります沖合底びき網、あるいは大中型まき網のように、生産性の高い漁業は1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い一方で、その他の漁業種類では、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低いということでございます。

5 ページです。日本の漁業者について見ますと、漁業就業者数は減少傾向でありますけれども、平均年齢は56～57歳という形で維持されております。近年、毎年2,000人程度が新規就業しておりますけれども、このうち29歳以下が5割、39歳以下になりますと7割を占めております。また、新規就業者のうち約6割が雇われでありまして、特に法人の割合が高い大型定置網、まき網ではほとんどが雇われとなっております。

6 ページです。参考として、遠洋、沖合、沿岸、養殖の各漁業の占めるシェアを示しておりますけれども、生産量では沖合漁業の比率が高く、生産額では沖合、沿岸、養殖が同程度ということでありまして。漁船数や漁業従事者数では沿岸が過半を占める構造となっております。

次に「資源管理」でございます。

8 ページをご覧ください。漁業を成長産業とするためには、資源を持続的かつ最大限に利用することが大前提でございます。そのためには、左側から右側に流れていくわけですが、まず左側にありますように、多様な手法で収集された情報をベースとして、科学的根拠に基づいて資源を評価して、その評価に基づいて資源を適切に管理していくという流れになります。資源管理の手法としては、操業隻数や漁船トン数などの投入量を規制するインプットコントロール、網目の大きさなど漁具等を制限するテクニカルコントロール、産出量を規制するアウトプットコントロールと、大きく3種類に分けられます。

9 ページですが、このうちのアウトプットコントロールを行うには、まず、資源の状態や将来の動向予測などから、生物学的に推奨される漁獲量、ABCとっておりますが、このABCを基礎として漁獲可能な量、いわゆるTACが設定されます。このTACを管理し、TAC内に漁獲量をおさめるための手法として、大きく分けて非個別割り当て方式と個別割り当て、いわゆるIQ方式、この2種類がございます。

非個別割り当て方式は、各種規制のもとで漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させるものである一方、個別割り当て方式は、漁獲可能量を漁業者などに割り当てる方式です。その中には割り当ての譲渡を認めた譲渡制個別割り当て方式、ITQとっておりますが、そのような方式もございます。

10 ページです。世界の資源管理の状況について見ますと、各国ともこのインプットコン

トロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロールの3種を組み合わせて資源管理を行っておりますけれども、ノルウェーやアイスランドでは、漁船ごとのIQを中心とした管理を実施している一方、日本では歴史的にインプットコントロール、テクニカルコントロールを中心に管理を行っておりまして、IQ方式までとっているのは、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、ベニズワイガニの3魚種ということになります。

12ページです。このような資源管理の手法の違いには、日本と北欧などとの漁業の違いも影響しております。一般に中低緯度地域は、高緯度地域と比べ魚種の多様性が高く、全生産量の8割を占める魚種の数を見ますと、ノルウェーは8種で8割を占めるわけですが、アイスランドは5種、これに対して日本は16種と多くなります。

また、右側の円グラフになりますが、日本では歴史的に多様な漁業種類が営まれておりまして、全生産量の9割を占める漁業種類ということで見ますと、ノルウェーが2種になるのに対して、日本は11種ということになります。

左下の円グラフになりますが、日本の沿岸漁業におきましては、定置網漁業が生産量の約4割を占めます。定置網漁業は、魚の通路に網を設置して、網に入った魚を受動的に漁獲するということから、魚種の選択性が低いという大きな特徴を有しております。

13ページです。こうした中にありまして、日本では、漁業法、水産資源保護法、TAC法など複数の法律を根拠として資源管理を実施しております。下の表にあるとおり、インプットコントロールやテクニカルコントロールは主に漁業法、水産資源保護法に基づいて実施され、アウトプットコントロールは主にTAC法に基づいて実施されております。

14ページになりますが、ここでは現在の日本の資源管理の仕組みを示しております。資源評価は、国立研究開発法人である水研機構や都道府県により実施されておりますが、まだ一部の魚種に留まっており、そのうちTACを設定しているのは7魚種、20系群となっております。

図の下の部分の資源管理につきましては、こうした資源評価を前提に、国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的管理の組み合わせにより実施されております。

15ページです。日本の資源評価の手法を見ますと、日本ではこれまで資源状態を過去の水準と比較して高位であるか、あるいは中位、低位であるかを中心に評価しております。これに対しまして、米国、EUでは、現在の漁獲圧力が適正であるかどうかも含めて資源を評価しておりまして、資源管理のあり方に直結する公表の仕方となっております。

16ページです。日本がアウトプットコントロールとして行っているTAC制度では、漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当し、TACを決定するに足る科学的知見がある魚種を対象に、国が年間の漁獲量の上限を設定しております。TACは、先ほど生産力が高いと説明した大中型まき網と沖合底びき網漁業が主に漁獲する7種を対象に設定しておりまして、対象となる漁業種類別に配分しますが、その後は、当該漁業種類の団体内の自主調整に委ねられており、行政が漁船ごとの配分を行う仕組みとはなっておりません。

17ページですが、このようなTAC制度は、国連海洋法条約の締結に伴いまして、1997年に

導入されまして、当初は漁獲実績などを勘案して、ABCを超えたTACを設定せざるを得ないという時期もございましたけれども、その後、魚種の追加ですとか、例外となっていた魚種にもABCとTACを一致させるなどの改善をしてきたところでございます。こうした改善の結果、資源管理計画とその他の管理措置と相まってということでもありますけれども、サバ類やマイワシ等においてABCが増加するなどの一定の効果が出ていると認識しております。

18ページです。日本では、国や都道府県による公的規制だけでなく、歴史的に漁業者の自主的管理の組み合わせによって資源が管理されております。こうした自主的管理につきましても、2011年度から国及び都道府県が資源管理指針を策定し、これに沿って関係漁業者が資源管理計画を作成し、内容について、国・都道府県の確認を受けた上で実施するという仕組みが導入されているところでございます。

19ページです。日本におきましては、欧米に比しまして、近隣関係国との共通資源への対応も重要な課題となっております。例えば世界一の水域を有する米国では、近隣関係国が少なく、多くの資源が自国の水域で完結しております。また、EUにつきましては、北大西洋沿岸国が協調して資源評価や管理を行う体制が既にできている状況です。

これに対しまして、東アジアといいましょうか、日本のEEZ周辺は近隣国の漁業が盛んであります。主要資源の中には、日本海、東シナ海、オホーツク海側では近隣国とまたがって存在するものがあります。また、太平洋側では、サンマやサバなど、公海とまたがって存在するものも多く存在します。また、日韓暫定水域など、我が国の主権的権利が十全に行使できない水域も存在しております。このため、日本のEEZ内の資源管理を強化するとともに、二国間協定あるいは地域漁業管理機関といった国際的な枠組みを通じた資源管理の徹底を働きかけていくことが極めて重要と考えております。日本の周辺水域では、近年特に中国の海洋進出に伴う大量の中国漁船の進出も大きな問題となっております。中国に対しましては、これまでも二国間交渉での働きかけを続けておりますが、これに加えまして、欧米諸国を初めとした関係国と連携しながらの働きかけも極めて重要だと思っております。

このための一例として、20ページにありますように、現在、北太平洋漁業委員会等により関係国への働きかけを強化しているところであります。右下の円グラフを見ていただきますと、サバにつきましては、今のところ、日本の漁獲が7割でございます。一方、今が旬のサンマですけれども、今年も不漁が深刻ということでニュースになっております。このサンマは、上の円グラフにありますように、日本のシェアは3割ということでありまして、国内での資源管理にしっかりと取り組むとともに、国際的な資源管理の強化も行っていくことが極めて重要と認識しているところでございます。

次に「遠洋・沖合漁業等」について御説明します。

22ページです。遠洋・沖合漁業等につきましては、漁業許可制度のもとで営まれております。これは水産動植物の繁殖保護ですとか漁業調整などのため、いわゆる指定漁業など特定の漁業につきまして、農林水産大臣あるいは都道府県知事の許可を受けなければ営んではならないという制度でございます。

23ページになりますが、指定漁業とは、許可漁業のうち、行政府の取り決め、漁場の位置などによりまして国が統一して漁業者や使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業でありまして、現在は政令で13種類が規定されております。具体的には、大臣が事前に漁業ごとに、漁船の総トン数とトン数別の隻数を定めまして公示します。そして、船舶ごとに許可しております。これは漁船の総トン数が漁獲能力の大きさに反映されるという考え方に基づいておりますけれども、実際には、一旦許可されれば、その船の能力の中で漁獲量を大きくしようとする意図が働くために、資源管理の効果としては限界もございます。

また、トン数別の隻数の枠がはめられていることなどの様々な規制の存在が、漁船の安全性や居住性の向上など、あるいは効率的な操業の実現といったものを妨げているという側面もございます。

24ページですけれども、一般に各漁業種類の間には、資源をめぐる競合のほかに、漁場を誰が使うのかの競合、あるいはマーケットでの競合といったものがございます。このため、指定漁業を営む漁業者に対して許可する際に、沿岸漁業ですとか他の指定漁業との調整の観点から、操業区域や漁獲対象などについて詳細な規制が行われております。更には民間の申し合わせ等も存在するというところであります。

また、こうした規制のほかに、25ページにありますように、海技士の乗組基準など、国交省関係の他の法律に基づく規制が存在しておりまして、仮に漁船をより大型化しようすると、有資格者の雇用あるいは船舶検査が必要となる場合があるということがございます。

ちょっと飛んで28ページをご覧くださいと思います。指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされております。5年ごとに許可の更新、いわゆる指定漁業の一斉更新が行われておりまして、本年8月1日に更新が行われたところであります。更新の際には、実績船舶は基本的に更新される仕組みになっておりまして、また、公示隻数の範囲内での新規参入も可能ということでもあります。

29ページですが、更に一斉更新の時期以外の許可期間中でありまして、従前の許可の内容と同一の申請内容であれば、新規参入希望者は許可船舶の使用権を取得することによって参入する仕組みとなっております。

30ページですが、指定漁業以外にも大臣や知事の許可を受けなければ営むことができない漁業がありますが、許可制度ということで基本的なスキームは指定漁業に準じたものとなっております。

次に、沿岸漁業、養殖業でありますけれども、33ページを見ていただきますと、まず沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量ですけれども、単価の高い魚種を含め、多様な魚種が水揚げされております。沿岸漁業者は、例えば、これは島根県の例なのですが、複数の漁業種類を年間で兼業いたしまして、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えるということが一般的となっております。



34ページですが、沿岸漁業と養殖業に関する制度としては、漁業権の免許制度がございます。漁業権とは、知事の免許を受けて、一定の水面において、排他的に特定の漁業を営む権利とされております。具体的には、黄色いボックスにあります。貝類や海藻を採る採貝採藻などを行うための共同漁業権、真珠養殖や魚類養殖などの養殖業を営むための区画漁業権、大型定置を営むための定置漁業権の3種類に大別されます。

36ページになりますが、漁業権の免許は、漁業生産力の維持発展を図るため、立体的・重複的に使用されている水面を最大限に活用するという観点から知事が行うことになっております。具体的には、漁場の区割り、漁業種類、漁業時期などを内容とする漁場計画の案を定めて、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、漁場計画を決定いたします。

次に、漁業権の免許を受けようとする者は、漁場計画に基づきまして申請しまして、知事は当該申請者の適格性・優先順位を審査して、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、免許するという事です。

この優先順位につきましては、右側の表にありますとおり、漁業法上に規定されておまして、それぞれの理由につきましては、37ページのとおりでございます。例えばということで、特定区画漁業権につきましては、対象となる藻類養殖、海藻の養殖や魚類小割式養殖が必要な資本が比較的小さく、多数の漁業者が参入しやすいという特徴を有しているために、漁場における漁業者間の漁場利用調整が非常に難しいということから、これを調整し、組合員たる漁業者に行使させる地元漁協が優先するという事でございます。

38ページです。震災復興特区でありますけれども、この漁業権の優先順位につきましては、震災復興特区法において特例が規定されております。この特区は、被災地において養殖業の再開を図る観点から、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難で、地元漁民の生業の維持、雇用機会の創出など、対象区域の活性化に資するなど法律上の要件を満たす区域について、養殖を最も適切に行うことができる者に対して、知事が特定区画漁業権を免許できる制度として設けられたものでありまして、39ページにありますように、これまで宮城県の桃浦地区においてのみ実施されております。

41ページになりますが、漁業権の有効期間は原則5年間または10年間とされておまして、その期間の満了に伴って新たな漁場計画を公示して免許するという漁業権の一斉切り替えが行われております。漁業権は、一斉切り替えのたびに適格性・優先順位に従って知事が免許しているために、原則として存続期間中の移転は制限されております。

42ページです。このように漁場計画を策定し、その上で漁業権を免許することとしている背景には、水面が立体的・重複的に利用されているという沿岸漁業の特性がございます。共同漁業権と定置漁業権、特定区画漁業権などのエリアはそれぞれ重なっております。季節によっても漁業権の状況は異なるという沿岸漁場の複雑な利用状況を適切に調整することがどうしても必要となるということでございます。

43ページですが、この図にありますとおり、こうした漁場計画に基づき漁業権が免許されている区画についても、写真は魚類養殖の例ですけれども、生け簀が設置されてい

いなどの場所も見られます。生け簀が設置されていない理由は、赤潮の避難場所等々、いろいろな理由はあるのですけれども、行使者の減少等の理由で現に利用されていない漁場もあります。そういったものにつきましては、企業とのマッチングなどによりまして、有効かつ効率的に活用していく余地があると考えております。これは今後の課題と考えているところでございます。

44ページですけれども、こうした中で、既に養殖業の企業参入というのは数多くございます。これまでに外部から参入した企業からの意見を見ますと、地元調整を漁協が行ってくれたことによって迅速に参入できたといった声がある一方で、その調整過程や漁協による金銭徴収の透明性向上を求める声、あるいは調整過程における自治体への期待といったものがございます。

45ページに参入事例ということで載せてあります。養殖業への企業参入のパターンとして、右側は、漁協の組合員となって漁協が管理する特定区画漁業権の行使者として参入する例、左側は、直接に免許を付与されて参入している事例ということでございます。

46ページです。先ほど説明しました漁協による金銭徴収について、漁業権の行使料としてのものや、協力金名目といったものがございます。これらにつきまして、47ページになりますけれども、本年3月には全漁連として名目の整理ですとか対価性を明確にするなどのガイドラインを作成し、指導をしているところでございます。

48ページです。日本の養殖業の現状ですけれども、養殖の生産量がピークであった1994年まで増加した後、震災等々いろいろな要因がございしますが、近年は減少傾向となっております。

49ページです。このように減少傾向にある日本の養殖業の生産量を伸ばしていく上で、魚種ごとに様々な制限要因が存在しております。例えば、魚類養殖では、養殖適地が不足している、密殖による環境悪化が進んだ、生産コストの大部分を占める餌のコストの高止まりなどが問題となっております。一方、貝類等の養殖では、密殖による生育不良、栄養塩等の環境要因を受けやすく、豊漁不漁の変動が大きいといった制約、制限要因がございます。

次に「流通・加工等」でございします。

流通・加工等として、水揚げされた水産物の流通構造や加工業の状況等について御説明いたしますが、まず52ページです。水産物の流通につきまして、水揚げ港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが水産物の場合は一般的ということでありまして。一方、近年では、産地と小売・外食業者が直接取引するなど、市場を介さない流通も増えつつあるということでございます。

54ページを見ていただきたいのですが、水産・加工業について見ますと、食用魚介類の国内食用仕向け量の6割以上が水産・加工向けとなっております。加工原料につきましては、引き続き国産を志向する傾向はございますけれども、資源状況の悪化ですとか海洋環境の変動による漁獲量の減少等によりまして、国産原料の確保が困難になっていることや

売上高、利益率の低下などが課題となっております。

55ページになりますが、水産物の流通・加工の合理化のためには、産地段階において、産地市場の統廃合による水揚げの集約や漁港施設の衛生管理体制の高度化等による集出荷機能の強化が必要でございます。こうした観点から、水産基盤整備事業の重点実施を進めているところでございます。

56ページです。産地と小売業者の直接取引や産地市場の統合が効果を上げている事例ということで挙げさせていただきました。

最後に、58ページ以降で「漁協」の事業等について御説明いたします。

59ページになりますが、漁協は、漁業者により構成される協同組合でありまして、水産業協同組合法に基づき設立され、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導等の事業を実施しております。漁業の組合員資格は、正組合員と准組合員がございまして、正組合員は一定日数以上漁業に従事する者や、中小規模の法人等に制限されております。

61ページをご覧ください。漁協と農協の比較ということでございますが、規模や主な事業が異なっております。漁協の組織事業の規模は農協と比較して総じて小さい状況となっております。また、漁協の主な事業は販売事業でございまして、信用事業のウエートの高い農協と大きく異なっております。次いで購買事業、漁業自営事業といった順となっております。信用事業は、信漁連への事業譲渡などによりまして大幅に減少しております。信用事業を実施しているのは全漁協の1割にすぎないという状況でございます。

我が国の水産業の現状と課題についての説明は以上でございます。ありがとうございます。

○野坂座長 御説明いただきありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 長谷長官、大変詳細な御説明をありがとうございます。

1つ質問があります。23ページの指定漁業について、インプットコントロールを行っているとの御説明でした。インプットコントロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロールと3つコントロールの方法がある中で、国際的な規制の動向あるいは日本の動向としても、よりアウトプットコントロールのほうへ移っていこうという方向かと思えますけれども、そういうことに関して、例えば指定漁業の概要みたいなものをどのようにアウトプットコントロールへ動かしていこうと考えていらっしゃるのか、そのあたりの計画をお伺いできますでしょうか。

○野坂座長 御回答をお願いいたします。

○長谷長官 今、御説明しましたように、大きな流れとして、数量管理、アウトプットコントロールにより重心を置いて管理を進めたいということがございます。そういう中で、先ほど御説明しましたように、インプットコントロール、許可制の中で、いろいろな要因

があつて規制をしております。資源管理の問題、漁場利用調整の問題、もう一つマーケットの問題も申しあげましたけれども、そういった中で、資源管理、漁獲量管理、アウトプットコントロールを進めることによりまして、資源管理の部分について整理できる部分があると考えておりまして、そういうものについて、今後、検討を進めていきたいということでございます。

○渡邊専門委員 多分、指定漁業というのは沖合・遠洋で、より国際的な競争にさらされている分野だと思います。ですから、このところで国際的な競争力のある漁業を進めるためにも、例えば船体の大型化による効率化であるとか、そういうことを進めていくことが大事だと思いますので、ぜひこのところで小さな船ができるだけ集約されていって、効率的な漁業へ進められるようにと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○野坂座長 そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、有路専門委員、お願いいたします。

○有路専門委員 幾つかあるのですけれども、先に資源管理の部分について質問といたしますか、意見を言わせていただきたいのですが、11ページ目のところで、アウトプットコントロールでIQを行っているのが3種と書かれています。実際は自主規制の形で行われているものとか、都道府県ごとに組合があつて、そこにTAC配分を行われているケースがあつて、その組合の中で更に上限が定められているケースがありますので、その意味で言うと、実質的なIQはもっとかなり多いのではないかというのが思うところです。

15ページ目ですが、これは私の見解と非常に異なつていて、実質、我が国の資源評価表は9区分ではないですか。高位、中位、低位に増加、横ばい、減少というのが掛け算でくつついてくるはずなので、EUと評価の見方を同じにするのだったら、恐らく我が国のほうが資源管理の見方に関しては厳密なはずで。

全体的な話の中で、資源管理のときの資源評価の制度と仕組みのところがこの表には書かれてなくて、我が国の場合、ほかの国と違ってアダプティブマネジメントをしているので、毎年の変動分を定点観測しながら、増えたり減ったりすることで、いわゆる微分的管理というものをやっているわけです。これは世界の中でもかなり優れたというか、最新の資源管理だけれども、維持・運営するのはものすごく大変で、科学的に実行できる魚種が非常に限られるというところがあるので、やはりここはオール・オア・ナッシングではなくて、要は優れた部分は優れた部分で評価しつつ、実行しにくいところで現実上運営を現場の状況に合わせるというものに関しては、それはそれで改善の余地があるのだったら改善するという形で見るとは思いません。

とりあえず、資源管理に関しては以上です。

○野坂座長 今の御意見につきまして、御回答、コメントをお願いいたします。

○長谷長官 ありがとうございます。

IQ、3種と申しあげたのは、公的な、といひましようか、行政のほうの制度に載ってい

るIQということで3種でありまして、有路専門委員が言われますように、沿岸の自主的取組ということでは、様々な数量管理が行われているのが事実でございます。そういったものも含めて、先ほど資源管理指針・管理計画というもので体系化といいたしめようか、取り入れているという説明もいたしましたけれども、それも今後、更にしっかりと位置付けるということも考えていきたい課題の一つだと思っております。

評価の区分は、言われるように、高中低のほかに資源の動向といったことがございますけれども、ここの趣旨としては、努力量、漁獲圧力についての評価、資源の動向ということではなくて、圧力についての評価といったものがアメリカ、EUの場合ははっきりと出ているという意味で説明させていただきました。

3点目の順応的管理の話もございました。当然のことながら、オール・オア・ナッシングということではありませんけれども、今までの日本の漁業の現状、歴史的ないろいろなことを踏まえた優れた取組については、生かすのは当然だと思っておりますが、そういう中で、先ほどもお話ししましたけれども、数量管理でもう少し進められるのではないかと、そちらを更に高度化していきたいということでもありますし、周辺国、東アジアの海の状況ということもお話ししました。国際的な管理を進めようとする、これはクロマグロでまさに今一生懸命やっているところですが、外国の漁獲を抑えようということになりますと、やはり数量で抑えないと実効性が上がらないということがございますので、それと整合させていくというか、その国際管理をしっかりと進めるというためにも、今まで以上に数量管理の部分をしっかりと取り組みたいというのが今日の説明の趣旨でございます。

○有路専門委員 数量管理のところに関しては、今、長官の言われるとおりでございまして、インプットコントロールもテクニカルコントロールも非常にわかりやすいというか、コントロールしやすいというところで存在しているとは思いますが、それだけではなく、アウトプットコントロールを徹底するのであれば、当然のごとく漁獲量が実際どのぐらいで水揚げされていて、それは誰が行っているのかというところの管理が徹底でされるようにする十分な取り組みが必要に思います。できているところはできているけれども、できていないところはしっかりとできるように、更に深掘りするという考えに関しては、非常に納得できたところでございます。

○野坂座長 ありがとうございます。

花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 御説明ありがとうございました。

私も資源評価、資源管理のところでは幾つかコメントさせていただきたいと思っております。

まず、14ページ、15ページです。14ページ、TAC種が20系群、非TAC種が22系群、資源量未算出が42系群、そのほかたくさんのが評価の対象外となっているところですが、これからどうしていくかをデザインしていくに当たって、今どういう現状にあるかをもう一度具体的に出していくことが必要なのではないかと考えています。

15ページでは、高位、中位、低位と全てをまとめてこの3つにしていますけれども、これをより詳細化していく必要があるのではないかと思います。なので、このTAC種、非TAC種、未算出、そして対象になっていないものそれぞれにおいて資源評価を分割して出していく。しかも、それを沿岸のものと沖合のものを分けて出していくというところが大事なのかなと。それが一緒になってしまっているのが、今、沿岸のところは特にプレッシャーがかかってしまっているところなのかなと思います。なので、それぞれの数値を出していただきたいというお願いなのですが、その数値も、高位、中位、低位というのがあると思うのですが、ここにありますように、15ページの評価区分は米国とかEUと同じようにMSYをベースにして資源状態と漁獲圧力の両方を考慮して、適正かそうでないかというところを出していただければと思います。そういう数値が出てくると、具体的にどういったエリアの漁業において、どういう対策が必要なのかというところが初めて見えてくるのではないかと思います。

○野坂座長 今の御意見につきまして、何かコメント等ございましたら、お願いいたします。

○長谷長官 ありがとうございます。

言われるように、現状はこういうことなのですが、評価の対象種を広げたい。それから、沿岸と沖合を分けてという話もありましたけれども、よりきめ細かくということですし、あと、結局評価で終わりではなくて管理につなげていくわけですから、管理するときに管理されるといいますか、漁業者のほうは納得できる、あるいは説得力を持った評価をしていくというのが、総論としてはそういうことだと思っております。

○神谷資源管理部長 資源管理部長の神谷でございます。

今、御指摘のあったのは、14ページで言いますと、それぞれの評価対象ごとに漁獲量を出すべきだという御指摘でしょうか。

○花岡専門委員 そうです。失礼しました。漁獲量の推移とか、金額の推移といった情報が必要だと思います。

○神谷資源管理部長 分かりました。

15ページに関しましては、水研センターのほうにまず問い合わせ、計算できるものについてはできるだけ出せるようにしたいと考えております。

ただ、84系群全てについて米国並みというのはちょっと困難かと思っておりますので、出せるものについて出せるように、水研センターのほうに依頼していきたいと思っております。

○花岡専門委員 そうですね。今後の話をしていくために、そういうデータを出していただけると、より具体的な議論ができるのかなというお願いです。

あと、84系群、できる限り出していただくというところをお願いをしたいですし、出せないものについては、何で出せないのかと。そこはやはり解決しなければいけない課題になってくると思いますので、その辺も洗い出していただけるといいかと思います。なので、例えば次のミーティングとかまでにいただけるという理解でよろしいでしょうか。

○長谷長官 資料を用意させていただきます。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

○野坂座長 それでは、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 前の方の御質問に関連するのですけれども、11ページ、一番下の一番右側、漁獲量に占める輸出割合12%。これは国が管理しているTACとIQに基づいた数字だと思うのですけれども、それ以外に自主調整があるというお話でした。その自主調整を含めると、漁獲量に占める輸出割合はどのぐらいになってくるのですか。

○神谷資源管理部長 この数字は、IQ、ITQではなくて、漁獲量全ての中に占める輸出の割合でございます。

○長谷川委員 そういうことですね。では、このTAC、7種、IQ、3種というのは、自主調整を含めるとどのぐらいになるのですか。質問の趣旨は、自主調整というのがよく分からないので、その実態はどうなっているのかということを知りたいのです。

○神谷資源管理部長 現在、把握しておりますのは、IQは、これに加えまして、マサバで試験的な実施をしておりますし、北の地域では自主的なものでホッキ貝と毛ガニというのを聞いております。ただ、詳細については現在不明でございますので、また調査して報告させていただきたいと思っております。

○長谷川委員 ざっとした感触でいいのですけれども、自主調整というのは、国の管理のものよりかなり規模が大きいものになっているのですか。

○神谷資源管理部長 ホッキ貝とかは非常に地域に限定した種で、ローカルでやっておりますので、規模としては小さいと思っております。

○野坂座長 長谷川委員、よろしいでしょうか。

それでは、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 先ほどのお願いにちょっと関連することなのですが、18ページ、資源管理計画が1,930あると。この数字自体はすごいと思うのですが、これだけあってもなかなか業界として右肩上がりになっていない。右肩下がりが続いてしまっているのは何でかというところをどのようにお考えなのか。

あと、恐らくこれは資源管理計画、資源を回復させようというところですので、やはり資源評価がベースになってくるのだらうなど。そうでないと管理計画は立てられないと思うのですが、このあたり、例えば先ほどの14ページ、資源量未算出分とか、TACは7種類、20系群だけですので、それ以外の部分もやはり必要なのかなと思います。なので、資源量未算出分とか国の評価対象外の部分においても、やはり先ほどお願いしたような同じようなデータが必要だと思うのですが、これらについてもそれぞれの資源評価区分ごとに管理計画が幾らあるかデータとしてはお持ちなのでしょうか。出していただくことは可能でしょうか。

○長谷長官 当然、国が直接やっている部分とレベルは違いますが、この自主管理の部分についても、持っている情報について、またこの場に呼んでいただければ、お求め

があれば提出したいと思っております。

○花岡専門委員 今、求めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○長谷長官 はい。

○花岡専門委員 では、次回。

○長谷長官 そうさせていただきます。

○花岡専門委員 お願いします。

○野坂座長 先ほど有路専門委員が手を挙げられていましたので、お願いいたします。

○有路専門委員 資源管理の部分にまた限定して、先ほどから話が出ていた15ページ目の話で、ここの注釈にも書かれているように、資源に対して漁獲がどのような位置付けにあるかというのは、基本的に資源評価票に書かれているはずであって、やっているかやっていないかというのとやっているわけなので、多分そのあたりが1つ共有すべき議論なのかというところがあります。

あと、先ほど花岡専門委員から話が出ていたMSYの話ですけれども、恐らく資源の状況に応じてMSY的な資源管理ができるものと、あるいはもう順応的管理が適切なものがあります。そもそもベースになる資源が変動する魚種の場合、環境容量の変化のほうに資源の総量が依存するので、MSYの設置はそもそも意味がないというのもあります。そのあたりは資源評価票をベースにした上で、それがオーバーフィッシングなのかどうかというところでのようにコントロールすべきかという話を整理したほうがいいのではないかと思います。

これは意見というよりは、我が国の資源管理の方法で言うと、私の個人的見解としましては、むしろ研究は最先端でしっかりやっていて、徹底されている部分があります。ただ、それが実質の運用のほうに反映できているかということ、そこはまだ十分ではないという部分をルールにどうつなげるかということかと思しますので、そこだけ意見させていただきます。

○野坂座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 何度もすみません。

研究において日本が長けているというのは本当にそのとおりだと思います。国際的な部分もすごく大事だと、19ページとか20ページにもあります中で、日本だけが資源管理のやり方が違うというところでのマイナスの部分もあるわけです。なので、やはりそういうところで説得力のあるディスカッションをしていく、ネゴシエーションしていくという意味でも、一度そういうグローバルスタンダードと照らし合わせてみるというところは大事なところなのかと思います。

○野坂座長 それでは、大田議長、よろしくお願いいたします。

○大田議長 資源管理以外でもいいですか。

○野坂座長 資源管理以外でも結構でございます。



○大田議長 今日ありがとうございます。3つお尋ねしたいのですが、1つは、漁業権は相続税評価の対象になっておりまして、これは営業権として相続税評価の対象になっているわけですが、そういう性格のものだとすると、なぜ譲渡や賃貸が可能にならないのかというのが1点です。

2点目に、日本の養殖の比率が諸外国に比べて低いということについて、幾つか制限要因を御説明くださったのですが、制度上、その運用も含めて、何か仕組みの上で問題はないのか。そこをどうお考えかというのが2点目です。

もう一点だけ。漁協の収支の内訳、収入の名目ですとか資金の使途は組合員には完全に開示されているのか、水産庁はその情報を把握しておられるのかというのをお聞かせください。

○長谷長官 お答えいたします。

まず、漁業権の譲渡の部分については、資料にも入れましたけれども、基本的には免許する際に適格性がある、優先順位が決まっている。その優先順位によって免許されているということがあるものですから、譲渡についての制限があるということですが、特に組合管理漁業権の部分、共同漁業権ですとか特定区画漁業権の多くがそうなりますけれども、そこは組合員が行使する。漁業権の名義としては漁協が持っておりますけれども、組合員が行使する格好になっているということでございます。

一方、経営者免許については、一定の手続を経て移転が認められるということもございますというのが1点目であります。

2点目は、世界では養殖が5割で日本は2割という説明をしましたがけれども、状況を御説明すると、アジア諸国ですね。大陸のアジア、インドネシアなどもそうなのですが、ここが圧倒的に養殖で、特に内水面の養殖が日本と比べるとものすごく盛んでありまして、逆にヨーロッパ諸国を見ますと、そんな5割みたいなことにはなっていないということでありまして。日本国内の養殖についても増産をとという方向は、当然そういうこと、増産の可能性を検討していきたいということでありまして、アジア大陸の内陸の養殖をしているような自然状況とは、日本の場合、大きく異なるということでございます。

3点目の漁協の収支については、組合員には開示されますし、それについて行政は、県の監督ということになりますので、県のほうには報告が集められているという状況でございます。

○大田議長 養殖をこれから広げていくというのは大変重要だと思うのですが、あくまで自然環境の問題であって、制度上は何も問題ないとお考えなのかどうかというのを重ねてお伺いしたいと思います。

それから、漁協は県が監督しているということですが、情報開示は完全になされているのかどうか。

○長谷長官 組合員に対してですか。

○大田議長 県が監督しているということは、県に対しては完全に開示されているわけで

すね。それを水産庁が把握しようと思えば、常に把握できる状態にあるのかどうかということ。

○長谷長官 養殖のところをお答えします。

私の趣旨としては、世界では5割という部分を見ますと、相当地理的といいたまいますか、国の置かれた自然の状況が影響している部分が多いということは御説明しました。国内で制度的にその余地がないのかという部分については、まさにこれから養殖についても増産していきたいということは基本的にございますので、多角的、丁寧に検証してやっていきたいと思っております。

○森漁政部長 漁協の情報開示について、追加で情報を御提供させていただきます。

基本的に、先ほど長官が申し上げましたとおり、組合員に対しては全ての事業の情報が開示されるということでございますが、信用事業については情報が公表されているという状況でございます。

○大田議長 例えば行使料がどうなっているのか、そういうことは開示されているのですか。

○長谷長官 行使料については、対組合員ということであれば、総会で議決するということになっております。

○大田議長 しつこくてすみません。先ほどの資料に、民間企業が参入したときの苦情として、行使料が不透明であるとか、場所によってばらつきがあるといった不満があったと思いますが、そういうことについての開示はどこかでチェックできるのですか。

○森漁政部長 まず、先ほど申し上げましたとおり、行使料をとる場合、この行使料をどうとっていくかということについては、当然、総会事項でございますので、組合員の了解を得てルールが決められるということになっております。

それから、いろいろ漁協の事業等がございますが、各事業の収益なり決算等につきましては、事業報告書という形で公表されます。それぞれの中身、個別に何が、例えばこの事業の中のこれで幾ら、これで幾らという部分については、公にはされていない状況でございます。

○野坂座長 では、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 念のために、ちょっとくどくて申しわけないのですが、総会で行使権について決めるのは、ルールを決めるだけなのか、金額を決めるのか、そこはどちらでしょうか。

○長谷長官 金額も含めてです。

○渡邊専門委員 承知しました。ありがとうございます。

○野坂座長 今の点について1点お伺いしたいのですけれども、2017年3月に行使料のガイドラインを作成されたのですが、その前に全国実態調査というのは行われたのかどうかということと、あと、ガイドラインを作成した後に事後調査は行われる予定があるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○長谷長官 47ページのガイドラインにつきましては、全漁連さんのガイドラインということですから、聞いているところによるとということでありませけれども、ガイドライン作成に当たっては、悉皆調査のようなことはされていなかったと思うのですが、個別の事情をいろいろ聞いた上で、ヒアリング等をされた上で定められたと聞いておりますし、制定後、現地に行かれてガイドラインに沿った指導も開始されていると承知しております。

○野坂座長 漁協に対して指導を実施しているというのはわかるのですが、その後、きちんとして、それで行使料が地域ごとのばらつきがなくなったり、ちゃんと算定根拠に基づいた計算がなされているかどうかというところの調査が必要であると思うのですが、この点について、どのようにお考えでしょうか。

○長谷長官 そのとおりだと思います。額をそろえるということでは必ずしもないと思っっているのです。漁場の価値なり対価のサービスといいたいでしょうか。組合員が受ける利益とのバランスで適正な行使料が定められるべきだということですか、あと、名目がやはり組合員として支払う側としての納得が得られるようなものにしていくべきだと思います。先ほどの話とも関連しますけれども、既に企業が参入されているわけですが、更に参入を円滑に進めていく際には有効な結果につながっていくのではないかと考えておりますので、この部分については、全漁連さんもガイドラインを定めたところでありませけれども、こういう方向で、更に行政としても後押しをどういうことでやっていったらいいのかということは、今後の大きな課題だと思っております。

○野坂座長 分かりました。

それでは、有路専門委員、お願いいたします。

○有路専門委員 今、区画漁業権の話が行われていますけれども、漁場行使料について問題となるのは、いわゆるルールが曖昧というよりは、漁協の総会のみで決められ、行政的関与が曖昧な部分です。企業なのか個人の漁業者なのかとか、そういうところで公平でない線引きがされていることのほうが問題であって、同じ漁場であってもある対象に関しては1平米当たり500円、ある企業に関しては1平米当たり何千円とか、このような差をつけるとか、あるいは漁場を使う以上は、購買と販売に関しては実際に使っていないでも手数料、口銭を払わないといけないというルールが実際に存在しているというところをどう管理するかということかと思うのです。

なので、公平性と合理性があるのであれば、漁協でそれが管理されていくということはいいいとは思いますが、漁協自身の管理が十分にでない部分があって、それは法的根拠で言うと、都道府県がまずしっかり管理監督しないといけないということではなからうかというのが私の見解でして、その部分が今後の一番のポイントなのではないかと思うところでは。そこに関して水産庁の御見解をいただければと思います。

○森漁政部長 御指摘のとおり、そういった不透明な、特に例えば販売事業を使っていないのに販売手数料を取っている事例があるのではないかと、そういった実態があるということは、事実、指摘を受けているところでは。

47ページの全漁連が出したガイドラインについても、例えば「費用徴収名目の考え方」の欄でまさに、全漁連の販売事業を利用するに当たっての手数料だということで、販売手数料についても明確に位置付けをしているということで、現在、全漁連、いわゆる漁協系統の段階で独自にこういったきちんとした明確なルールを各漁協が運用するようという指導されていると思います。ただ、おっしゃるとおり、今後それがしっかりと運営されているかどうかといったところ、特に先ほどから申し上げておりますように、漁協の個々の単協の指導監督、県の担当というところもございます。県には検査という機能もございますので、そういったところをどのように強化し、活用していくのかといった点も含めて検討していきたいと考えておりますし、また、国としても、こういった参入円滑化、連携円滑化のためのガイドラインといったものも含めて、今後の対応を検討していきたいというのが現在の姿勢でございます。

○有路専門委員 非常によく分かりました。

あと、34ページに書かれている特定区画漁業権で、いわゆる地元漁協に優先的にというところを抱えている根拠が、必要な資本参入が少なく、多数の漁業者が参入しやすい等の理由と書かれていますけれども、実際に御存知のとおり、養殖業は通常2年間は換金できませんし、マグロに関しては4年間換金できませんので、必要な資本といったらかなり多いものです。普通に考えると結局億以上の調達ができないとできないというのが実情なわけですから、そういうところの金融的な問題が地域の養殖業者にとって非常に重しになっているということは御指摘させていただきたいというのが一つ目です。

あと、地元漁協に優先的に免許している根拠という部分は、本質的には地先の権利というところが重要であって、そこは法的にまだ曖昧になっています。海洋基本法では海は国民全員のものとして規定している一方で、実際は昔からその海を使っている人たちの優先的権利で資産であり認めるべきと考える部分があり、事実、私は優先的権利を認めるべきだと思うのですが、そういうところがまだ法的に整理されていない部分を感じます。このように、権利が曖昧であるから、曖昧な運用がされているのではないかと思う部分があるのですが、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○長谷長官 ありがとうございます。

33ページから沿岸漁業のこと、漁業権免許のことをお話しさせていただきました。特定区画漁業権も、藻類養殖ですとか様々あって、比較的ということだと思います。個別に見ていくと大きな資本が必要だというようなものも当然出てきていると思います。それから、特定区画漁業権だけがあるわけではなくて、まさに有路委員が言われるように、その下には重複的に共同漁業権というものがあるということも説明させていただきました。地元地区とか関係地区というのですけれども、その沿岸漁民が、先ほど言いましたように、周年にわたっていろいろな漁業、漁法、対象魚種を変えながら、様々な漁業を営んでいる。その権利調整をしていくということがある中で、その関係地区、地元地区の組合員を有している組合にその権利調整をしてもらっているというのが今の仕組みなわけでありましてけ

れども、その部分について、まだちょっと不明確な部分があるのではないかと、もっとしっかりと位置付けたほうがいいのではないかという御指摘だと思います。今後そういったことを含めて見直すべきものがあれば、この機会に、まさに多角的に、慎重にという言葉もあるのかもしれませんが、検討はしていきたいと思っているところでございます。

○野坂座長 金丸議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

52ページの水産物の流通構造の絵の中の一番右端の生産者の人たちが1兆5,040億円生産しているという絵があるのですが、その右横に、生産者の人が生産資材等、物を買っていらっしゃると思うのですが、ここの合計金額が幾らかはわかりますか。それと、この生産資材等を提供している業者というか、プレーヤーはどこなところがあるのでしょうか。主要なところがあれば示していただきたいと思います。

そして、53ページで黄色の四角で囲ってある中に、農産物同様、流通コストの削減に努めていくことが必要と書いてあるのですが、水産庁として、この52ページの絵のどこに課題があって、それをどうしようとされて、どれぐらいの流通コストを削減しようとされているのかがあれば教えてください。

○森漁政部長 資材の関係でございませけれども、まず、52ページの生産資材等という形で、漁業者がどれぐらい払っているかという点、すみませんが、手元にデータがございません。また、そういうデータが出せるのかどうか、ないかもしれないのですが、よく調べてみたいと思います。

プレーヤーがどういう方々かということについての事例につきましては、説明は少し端折らせていただいておりますが、資料の57ページに、漁船と漁具・漁網の例を示させていただいています。漁船の場合ですと、基本的には漁業者と造船所、特に沿岸漁業者の場合は地元の造船所ということになるかと思いますが、直接発注して納品するという関係でございませ。オーダーメイド的なところが非常に強くございませ。それから、網の関係につきましても、特に大型の漁船漁業ですとか定置網漁業ですと、漁業者が漁網メーカーに特注して直接取引をするという例が多くございませ。一方、養殖の漁網などにつきましては、養殖業者が漁協ないしは代理店、これは網会社の代理でもありますし、漁協を通じてというのも両方あるかと思いますが、発注されています。

大きな漁業で大きな資材といいますと、あとは油です。燃油につきましては、これも民間と漁協経由の両方あるということでございませ。

更に、養殖の餌の関係についても、直接養殖魚者が具体的な餌を発注して導入するという例が基本的には多いと認識しているところでございませ。

今後、流通をどう進めて改革していくのかという点でございませ。水産物の場合、一つの流通の特徴として、なかなか日もちがせず、新鮮さを保つのが大変だということですか、そもそも水揚げという段階がまず入ってくる特徴があるかと思いますが、こうした中で、

より早く、品質がよい形で消費者に水産物を届けられるように、どのような効率的な流通で、効率的によいものを届けられれば、それは結果的には評価を受けて漁業者の所得向上にもつながると考えているところでございますので、従来の多段階流通の有用性も生かしながら、非効率な部分を解消していくということ、これが今後の取組課題であると考えているところでございます。

○野坂座長 それでは、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

では、流通のところで、生産者に生産情報を出していただくということがベースで情報が集まって、資源評価ができて、管理ができていくという流れですけれども、それと市場におけるサプライチェーンのトレースバック、トレーサビリティで、結局、消費者とかその1個前段階の小売なり飲食なりというところが欲しい情報は同じであるのですね。なので、その情報をどのようにして生産者にそんなに時間をかけずに入手してもらって、提供してもらえるかということと、市場内のトレーサビリティをどのように創っていくかということ、この2つが課題なのかなと思います。特に市場のトレーサビリティだと、生産地市場とか消費地市場というところを経由してしまうと、口頭での伝達がベースになってしまって、トレースバックをするということがなかなか難しい。信頼関係で成り立っているという実態があると思うのですけれども、そのあたりの仕組みを創っていくということは計画があるかどうかということをお聞かせいただきたいのが1点。

もう一つが、トレーサビリティ関係で、今度、輸入のものです。日本で消費されているものの約半分は輸入だと。輸入物で不適切な漁業により生産されているものが日本に入ってきている可能性が約3割だという研究結果も一部新聞で報道されていました。この不適切というのは、違法な漁業であったり、報告されていない漁業であったり、あとは奴隷労働とか人権問題、今、グローバルですごくセンシティブになっていますけれども、そういった問題に関与している水産物が日本市場にも入ってきているだろうということです。それに対しては、ほかの輸入国や地域、一番大きいのはEU、2番目がアメリカですけれども、そういうところは国が制度としてそういう問題のある生産に携わっている漁業の魚は輸入しないというような取組を強化している中で、日本でそういう取組、どういう状態にあるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。2点です。

○山口次長 水産庁次長の山口でございます。

トレーサビリティの流通に関する話でございますけれども、生産者からの生産情報を出してもらうことがベースだという話でございますし、それをサプライチェーンの中でどのように流通業者、加工業者も含めて各業者を通じて、最終的には実需者、消費者のほうまでつなげていけるかということだと思っております。トレーサビリティをとっていくということになると、まず最初の入り口のところの情報をいかに漁業者の方々から集めるかですが、大型の漁業者であれば情報機器の整備を行うことでできるところがあるので、沿岸の小型の漁船なり、例えば採貝採藻されているような方々まで含めての

ことを考えると、かなりこれは我々も頭の痛いところがあるなと思っております。

トレーサビリティの目的とするところは、やはり安全安心の確保というところが消費者にとっては一番大きいのだと思うのですけれども、その点で言えば、水産物についての衛生管理とかコールドチェーンの確立のほうが、まず今、優先してやっているところでございまして、産地情報に関しては、現行の表示制度の中で表示が行われている状況でございまして。

これの上乗せで更なるトレーサビリティをどこまでやるかということについては、まさに関係業界の皆さん、また消費者、実需者の皆さん、こういった方々のニーズがどこにあるかといったことを見ながら検討していかなければいけないと思っております。

○長谷長官 輸入の話については、まずトレーサビリティとかの前の話として、違法漁業といましようか、IUU漁業にしっかり対処していくというのは日本としての基本的な姿勢ということではありますが、一方で、日本周辺水域でそういう漁業が非常に横行しているということも事実であります。

そういう中で、さきの国会では、寄港国措置協定の批准ということもできました。トレーサビリティの話について言えば、日本は様々な地域漁業管理機関に加入しておりますが、そういう中でIUU対策、そういう船のリスト化をしたり、漁獲証明制度のようなことの中で、マグロなどが中心になりますけれども、今までも対応してきたということもございまして。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

そうですね。マグロなどはそういう枠組みがあって、比較的枠組みがしっかりしているところなのかなと思います。ただ、そういう枠組みがないものがやはり大半なのかなと思っていて、そういうところに対して、例えばトレースバックできないものについては、トレーサビリティが担保されていない、確立されていないものについては、輸入しないというルールですとか、極端に言いますけれども、例えばそのようなルールを作っていくところはどのようにお考えでしょうか。現時点ではなくてこれからのことだとは思いますが、どういう方向性でお考えでしょうか。

○長谷長官 そのような規制をするときには、基本の話として、相互に行う必要があります。一方的に外国に対してということができないで、日本国内について一足飛びにトレーサビリティをすることのなかなか悩ましいところ、難しいところは、次長が先ほどお話しした状況がございまして。そういう中で、マグロはという話がありました。そのほかのものについても問題が明確になって、国際的な取組ができていけば当然それに沿った形の対応をするということでもありますし、国内に関しましても、密漁物、違反操業を抑止するとか、効果が期待できるものから一つずつやっていくということなのではないかと思っております。

○野坂座長 では、本日は所用により御出席いただいておりますが、新任の泉澤専門委員、中島専門委員からは、水産分野に対する課題等についてあらかじめ御意見を頂戴して

おります。この場で座長である私より御紹介させていただきますので、こちらにつきましても、水産庁から御意見をいただきたいと思っております。

泉澤専門委員からは2点、御意見を頂戴しております。

まず1点目として、漁協の漁場行使料の設定とその用途について、透明性を確保することが必要ではないか。また、一つの経営体として見た場合、健全な運営と言える漁協は全体の何%くらいなのか。

2点目として、我が国の漁獲量はTACとの乖離が大きいと感じている。この理由は、我が国の漁獲能力が低いためのものか、それともTACの設定が高過ぎるためのものか。ある魚種が回復傾向にあるからといって、短絡的に高目のTAC設定を行うのではなく、将来の資源確保という観点からの資源管理の方法もあるのではないだろうか。

続いて、中島専門委員からは4点御意見を頂戴しております。

まず1点目は、船員の減少についてです。漁業就業者の減少は、ほかの産業以上に深刻で、60歳以上が半数を占める一方、新規就業者は1%強しかない。現在の外国人実習制度からもう一步進め、外国人への労働市場開放を進め、継続的な就労が可能な制度を創設して欲しい。とりわけ海技免状を必要とする専門職、例えば航海士、機関士の不足は既に顕在化している。これらの熟練労働については、海技資格の緩和等により、外国人有資格者が日本国内で容易に就労できる制度が緊急に望まれる。

2点目は漁業許可に関してです。日本の資源管理が、漁船構造の規制を通じた資源管理（インプットコントロール）から、漁獲枠規制を通じた資源管理（アウトプットコントロール）への転換を図る中、漁業許可トン数制限など漁船構造の規制が従来のものであり、国際競争力を失う一因になっている。日本国籍船の一時用船（船籍サスペンド）が許可されていないため、資源的に余裕がある他国EEZ内での入漁操業に柔軟な対応ができない。沿岸漁業は、後継者難であっても企業による参入が許可されず、適切な競争原理が働かないことが漁業衰退の一因となっている。

3点目は、養殖場の新設に関してです。養殖場の新設に際しては、県ごとに対応の差があり、新規参入が認められるまで何年もかかる場合がある。また、地元関係者との利害関係の調整が不可欠であるが、その役割は進出企業自身ではなく、行政または漁協が担うべきであり、漁業権特区制度設置など積極的かつ迅速な対応が期待される。漁協と民間企業の共同事業をもっと活発化させるべき。例えば養殖魚の輸出事業などは有望と思われる。

4点目は漁協経営に関してです。多くの小規模養殖業者が苦しい経営を行う中、特に出口戦略、販売面において漁協はより積極的な支援を行うべきである。例えば東町漁協が好事例としてしています。体質改善を伴わない一時しのぎの計画性のない融資や補助金が、かえって漁協の経営を不健全かつ不安定にする。

以上、泉澤専門委員、中島専門委員の問題意識を御紹介させていただきました。こちらにつきましても、水産庁より御意見をお願いしたいと思います。

○森漁政部長 まず、泉澤専門委員からお話がありました漁協の漁業権行使とその透明



化につきましては、先ほどから少し議論をさせていただいたとおりのところでございます。

2点目の健全な経営をしている漁協は約何%かということですが、資料の61ページに組合の事業総利益の割合の②という表を掲示させていただいております。この下に書いてありますが、この事業総利益というのは事業管理費が含まれていないためですが、総額で言いますと、事業利益としては全体で総額55億円となっております。ただ、個別の組合について見た場合、約7割の組合が赤字という実態がございます。

他方、これは事業利益ベースでございますが、経常利益ベースでは赤字については約2割という形になっているところでございます。ただ、いずれにいたしましても、これは中島専門委員の御意見とも関係するのかもしれませんが、非常に漁協系統は総じて組織規模が零細であるということで、組合員のために必要不可欠な漁場管理、更にはその販売といった事業を今後とも安定的に実施していくために、事業基盤の強化が非常に重要であると考えております。

系統自身も、いわゆる合併、1県1漁協の設立を含めた広域漁協の合併などを進め、いわば販売力の強化ができるようにというところでも取り組んでおりますし、ガバナンスの強化も推進しているところでございます。国としても、こうした取組のほうをしっかりと後押ししていきたいと考えているところでございます。

2点目に中島専門委員から、航海士等海技士の不足、船員の不足についての御指摘がございました。今回の資料でも、25ページでございますが、船舶のトン数別にそれぞれ乗り組み基準ということで、有効な海技免状を有する海技士を乗り込ませなければならないというルールがあるわけでございます。こういった船員の不足といった点についても指摘をかなり受けております。今年の4月に閣議決定をいたしました水産基本計画におきましても、そういった問題点を踏まえて、関係府省連携のもと、例えば水産高校の卒業生が6カ月間乗船実習を含むコースを履修することで、海技試験の受験資格を取得できる仕組み、要は海技士の資格を取れる入り口を広げ、更に多くの方が海技士資格を取って、これが将来的な船員の不足解消につながるようにという仕組みについて、作業を進めて、来年の4月を目途に実現を目指すということが決定されております。現在、関係府省とともにこれの検討を行っている状況でございます。

○長谷長官 外国人船員の話もございました。実はこの4月に5年に1度の水産基本計画の見直しをしまして、閣議決定したところでございます。その中でも、外国人船員の話も議論の過程ではございましたけれども、そこの部分につきましては、これからの外国人労働をどう日本として受け入れていくのかといった議論の中で、水産だけでなかなか議論が尽くせないということなものですから、そういう中で今後の検討課題だなというような議論はあったところでございます。

泉澤専門委員のお話の中で、TACとABCの乖離の話がございました。ABCのほうは資源評価をして、まさに生物学的な観点だけで出す数字であります。ここまでは取っても大丈夫ということで、今はABCに合わせてTACを設定しているものですから、漁業者のほうとしてに

わかに対応できない。例えば今、マイワシはどんどんABCが増えているのですけれども、漁船のほうも、陸上の受け入れサイドも、そういう急激な資源の増加には追いついていけないということで、取り残しというものも出ておりますし、魚種ごとでそれぞれいろいろな事情がございます。油がちょっと高騰すると、なかなか高い油を焚いて出ていかずに、近場で操業するというので取り残しが起こるとか、そんなこともございます。

また、今、大臣許可漁業、例えば底びき網に何トン、まき網に何トン、各県に何トン、何トンと割り当てる結果、そこで取り残しがそれぞれに生じて、合わせると未消化が多くなるといった事態が見られる魚種もあります。

今後の話ですけれども、回復目標を高く掲げて、これも資源によるのですが、マイワシなどの話には適応しませんけれども、回復速度を速める形で管理しようということになれば、TACが低目に設定されるというようなことも出てくるかと思っております。そういうものについては乖離は少ない方向になるのではないかとも思っております。

それから、中島専門委員の御意見の中で漁業許可での船形の話がありました。国際競争力を持つという意味でマイナスに働いている面があるのではないかと。我々もそういう問題意識は持っております。これまでも国際競争力だけではなくて、漁船事故も過去数多くございました。その安全性を高めるとか、若い人がちゃんと魅力を持って船員になるためには、船の居住性を高めることも大事です。そういうときは全て船の大きさにかかわってくるので、漁獲能力でない、居住性だとか安全性についての増トンというものは、今までも漁業法の中で弾力的な運用をやってまいりました。一方で、先ほど資料にも入れましたけれども、海技免状のところ、沖合漁業で結構、199トンというのが多いのです。天井になっているのは海技免状のところ、それより大きくすると免状を持った人を更に雇わなければいけないとか、船員が不足している中でそういう制約要因もあるという意味合いで、資料にも入れさせていただいたところです。資料は25ページにそれぞれの免状の話も、漁業関係法令以外の部分の要因もあるということで御紹介させていただいたところです。

船籍のサスペンドの話もあったと思います。これも水産基本計画の見直し、あるいは今年8月1日にありました指定漁業の一斉更新に当たっての議論である業界から問題提起されたところです。これも漁業関係法令というよりは船舶法の話でありまして、外国船籍も使えないかという趣旨、あるいは日本船籍を一時的に外で使えないかという話だったと思います。これについても、国交省とともに検討したところでありますけれども、なかなか今の船舶法の中で、現段階では難しいというお話を伺っておりますし、必ずしもそれによる具体的な実効性といいたいまいしょうか、具体的実例として、これでやりたいという話が、まだ切実な要望というよりも、一般論としての御要望だったと私としては認識しているところであります。

それから、養殖場の新設の話で、県による差がものすごく大きいというのも事実だと思っております。そういう意味合いで、今回、企業参入を進めよう。一方的にということではなく、自活的に動いていく、改革していくところは当然そういうことでありますけれ

ども、外部の資本であるとか人材、そういう連携が必要な部分については積極的に企業との連携をしていこう、マッチングも進めていこうということでもあります。この機会に、県ごとの取組の差というのはどこまでいっても当然ある話だと思いますけれども、そこがより積極的に、そういう意識を持ってもらって、進めていけばいいなと思っております。

東町の例もございました。我々も一つの組合管理漁業権での魚類養殖として輸出まで含めて積極的に取り組んでおられる好例、よい例だと思っております。ああいう取組を広げていくのが重要だと思っております。漁協が絡んだ共同事業をやっていくべきだという話も、先ほどのマッチングなどと同じ話だと思っております。そういう新しい取組を様々展開して、全体として漁業を成長産業化するのだと、今回のいろいろな見直しを一つのきっかけとして取り組んでいくのだと思っているところでございます。

○野坂座長 お願いいたします。

○金丸議長代理 60ページの漁協の監査体制のことが書いてあるのですが、先ほどの御説明だと、信用事業を行う組合に対しては財務諸表の監査があるというお話だったのですが、上の丸ポチの中にも、全漁連が単協等の指導・監査を実施と書いてあるのですが、ここにおける監査というのはどんな監査なのか。会計監査をしていらっしゃるのか。

その兼ね合いで、もし全漁連が単協を監査しているとすると、47ページの費用負担の透明性確保に関するガイドラインの「費用徴収名目の考え方」で真ん中の①から⑤まで、指導事業賦課金とか漁業権行使料、利用料、協力金等、販売手数料とあるのですが、これを単協に監査に行った場合に、その単協の中に、例えば伝票があったり、契約書があったりして、そういう費目ごとが独立してその金額を把握することができるのか。あるいはそういう監査をしているのかどうか。そこについてはどうでしょうか。

○山口次長 漁協の監査でございますが、これについては、資料の60ページにもございますように、全漁連の中に監査組織を作って、そこで、水協法上義務づけられている信用事業を行う組合に対する監査、いわゆる会計監査の外部監査に相当するものは実施しているところでございますが、この対象になる漁協は、単協では6漁協だけと思っておりましたが、それぐらいの数しかございません。あとは信用事業専業でやっております信漁連に対する監査がいわゆる法定監査の対象でございます。そういうことですので、全漁連が漁協のためにやっている監査は、いわゆる業務監査と我々は申しておりますけれども、事業全般に対して、また業務運営が適切に行われているかどうかの監査をしております。

この点につきましては、委員からも御指摘のとおり、行使料なども含めて監査をやっていかなければいけないものでございます。今回、全漁連がガイドラインを策定いたしておりますので、このガイドラインに沿った事業運営を漁協がやっているかどうか。これについては、全漁連の監査の中で確認していくというふうに伺っております。

○野坂座長 時間の関係上、手短にお願いいたします。申し訳ございません。

○有路専門委員 手短に、意見だけなのですけれども、先ほどのお二方の専門委員からのコメントにありますように、あと、金丸議長代理が言われましたように、漁協自身が行使

料をルール上間違いない形で運用しているかどうかを管理するということは、全漁連が指導するという話になっていますが、実際は法的根拠でいうと都道府県が本来確実に行わないといけないのではないかとこのところでは、加えて組合員資格というよりは、漁協自体に漁協といえる資格があるのかとか、漁業権を管理するだけに十分な能力や機能を持っているのかとか、そこは行政が管理監督すべきではないかというのが1つあります。

また、増産をするという方向性は規制改革推進の中で重要だと思うのですが、増産イコール輸出促進がセットでないといけないと思います。日本のマーケットはタイトですので、この部分は政策的な一致が必要ではないかと。

最後は、企業の新規参入において、既存の養殖漁場を取り合うというのは余り増産のほうには向かない話です。また、先ほどあった漁場の写真とかを見ていても、空いているところがありますといっても、これは養殖している人だったら一目で分かりますが、岸は打ち返しの波があるから基本的に生け簀を置けないので、もともと置けない空間といえるでしょう。そういうことを考えると、国際的にはより沖合の漁場の開発が中心的課題になっているのですが、日本は沖合漁場の漁業権の新規設定についての明確なガイドラインとかルールがないので、この部分の設定のほうを優先ではないかと思えます。

以上です。

○野坂座長 お願いします。

○山口次長 ありがとうございます。

今、お話がございました行使料の件も含めて、全漁連だけではなく、都道府県の関与、都道府県の監督をしっかりやれということでございますが、一つ事例を申しますと、組合員資格に関する審査につきましては、水協法を平成19年に改正しておりまして、その中で組合資格審査を厳格化するということが法定化されております。また、法律に規定がある事項につきましては、都道府県が検査等によって指導監督できると考えておりますので、そのような形で厳正、適正な実施を図っていただきたいと思っております。

2つ目の水産物の増殖、増産は輸出がセットというのはおっしゃるとおりでございますが、やはり国内消費が残念ながら減少傾向にある中において、資源を有効活用して漁業生産を上げていく、漁業者の所得を上げていくという点では、外に目を向けていかなければいけないと我々も思っているところでございます。

あと、既存の養殖漁場とは別な沖合漁場の話については、我々も養殖場としての、沖合漁場の可能性については考えているところでございまして、こういった制度のあり方がよろしいか、そういったことも含めて、今後、検討してまいりたいと思っております。

○野坂座長 では、ありがとうございます。

水産庁の皆様、本日はありがとうございました。ここで御退席をお願いいたします。

(水産庁関係者退室)

○野坂座長 続きまして、議題2として、水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案)について、私から説明させていただきます。

先ほど、水産庁より、水産資源の不足が懸念される中、漁業の成長産業化や数量管理等による資源管理の充実に必要な施策について、関係法律の見直しも含め検討する必要性が示されたところですが、今期の水産ワーキング・グループの主な検討テーマについて、私のほうでまとめさせていただきました。

お手元の資料2をご覧ください。

「1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の点検」は、TAC制度の対象魚種の妥当性やその効果、IQ・ITQ制度の是非を想定したものです。また、各地で行われている種苗放流の費用対効果に対する検証を行うとともに、我が国の資源管理のあり方全般について、予断を持たず、議論してまいりたいと考えています。

「2. 水産物の流通構造の点検」は、持続性のある水産資源管理を行うためには、物流構造自体の見直しを含めた検討が必要ではないかと考えました。水産資源に対するトレーサビリティの確保は、消費者に対して、新しい付加価値を提供し、水産資源の保護について、啓発にもなると思います。

「3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備」は、多様な担い手による漁業へのチャレンジを促すとともに、水産業の成長産業化に当たり障害となっている様々な要素、規制について、遠洋・沖合・沿岸等の漁場を問わず、予断を持たず取り上げてまいりたいと考えています。

以上、簡単に私のほうから説明させていただきましたが、事務局から補足はございますでしょうか。

○佐脇参事官 特段ございません。

○野坂座長 それでは、今期の主な審議事項について、御質問、御意見等があれば、よろしく願いいたします。

<委員・専門委員からは特段の意見なし>

○野坂座長 ここに記載した審議事項は、あくまで現時点での検討テーマを整理したものであり、委員・専門委員の皆様におかれましては、今後のヒアリング内容に基づき、本内容にかかわらず臨機応変に御議論いただければと思います。

それでは、本内容をもって、「規制改革推進会議水産ワーキング・グループ」の今期の主な審議事項として公表したいと思います。

それでは、そろそろお時間となりましたので、本日の会議はここで終了といたします。

本日御議論いただいた点については、関係者からもしっかり話を聞きながら、スピード感を持って議論を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日はお忙しいところ御参集いただき、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の会議の開催日程につきましては、後ほど事務局から調整後に連絡を申し上げます。

以上です。

○野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。